

議案第 33 号

北栄町人権教育推進員規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町人権教育推進員規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町人権教育推進員規則の一部を改正する規則

北栄町人権教育推進員規則(平成17年北栄町教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第2条 推進員は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する<u>会計年度任用職員</u>とする。</p> <p>2 推進員の任期は、<u>その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで</u>とし、再任を妨げない。</p>	<p>(任命)</p> <p>第2条 推進員は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める<u>職員</u>とする。</p> <p>2 推進員の任期は、<u>1年以内</u>とし、再任を妨げない。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 34 号

北栄町生活相談員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町生活相談員設置要綱の一部を改正する訓令を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

北栄町訓令第 号

北栄町生活相談員設置要綱の一部を改正する要綱

北栄町生活相談員設置要綱(平成17年北栄町訓令第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任期) 第4条 相談員の任期は、 <u>その任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。</u>	(任期) 第4条 相談員の任期は、 <u>1年とする。ただし、補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 35 号

2020 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2020 年3月24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

2020年度 こども園、小学校及び中学校医名簿(案)

●任期：2020年4月1日から2021年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	石川 智宏	継続	アイ調剤薬局 北条店
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	牧野 幸弘	継続	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	石亀 二美江	継続	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡夫	継続	大陽堂薬局 新町店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	加川 教史	継続	ひまわり薬局
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	森廣 敬一	継続	森廣眼科医院
	薬剤師	御船 ゆみこ	継続	田中薬局 松崎店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 眞知子	継続	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

議案第 36 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1		大栄小学校代表	学校教育関係者
2		北条中学校代表	
3		北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4		大栄中学校PTA代表	
5	宮川 美貴子	町婦人会代表	
6	吉田 元信	自治会長会代表	
7	南場 兄一	文化団体代表	
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	清水 武	公募委員	学識経験者
10	玉木 純一	公募委員	

任期 2020年4月1日から2022年3月31日まで

議案第 37 号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町スポーツ推進審議会委員名簿

2020年4月1日現在

番号	氏名	備考
1	宇田川 誠章	北栄町スポーツ推進委員協議会
2	山根 由美子	北栄町スポーツ推進委員協議会 一般財団法人北栄スポーツクラブ
3	井上 裕子	北栄町スポーツ推進委員協議会
4	米本 久美子	北栄町スポーツ推進委員協議会
5	林 邦臣	一般財団法人北栄スポーツクラブ
6	荒木 啓子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
7		北条小学校
8		大栄中学校
9	桑田 明仁	北栄町自治会長

委嘱期間 2020年4月1日から2022年3月31日まで

議案第38号

北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町文化財保護委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町文化財保護委員会委員

番号	氏名	所属等
1	日置 粂左エ門	学識経験者
2	横濱 純一	学識経験者
3	南場 兄一	学識経験者
4	遠藤 晃子	学識経験者
5	中前 雄一郎	学識経験者

任期 2020年4月1日から2022年3月31日まで

議案第 39 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
1	横濱 純一	文化財保護委員
2	日置 糸左エ門	文化財保護委員
3	南場 兄一	文化財保護委員
4	中前 雄一郎	文化財保護委員
5	遠藤 晃子	文化財保護委員
6		老人クラブ連合会代表
7	幸田 茂	自治会長会代表
8		女性団体連絡協議会代表

任 期 2020年4月1日から2022年3月31日まで

議案第 40 号

北栄町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の制定について

北栄町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)第7条の規定に基づき、北栄町立学校の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他北栄町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な措置について定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限)

第2条 教育委員会は、北栄町立学校の教育職員の在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(代休日指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、北栄町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、北栄町立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見されない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外業務時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、北栄町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間未満
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規定に定めるもののほか、北栄町立学校の教育職員の業務量のその他北栄町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 41 号

北栄町立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について

北栄町立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針について

令和2年3月24日
北栄町教育委員会

1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑・多様化し、学校の役割が増大している中、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを推進するなど、より一層の教育活動の充実が求められる一方で、様々な社会の要請に応える中で、学校現場の教職員の業務も肥大化し、長時間勤務の常態化が全国的に問題となっている。

そのような中、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教職員が培ってきた学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる状況を作り出す。これが、「学校における働き方改革」の目指すところである。

文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対しガイドラインを参考に所管内の公立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求め、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、ガイドラインを参考に「県立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。

ついで、北栄町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、県方針を参考に「北栄町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、北栄町立学校における教職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

2 方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち公立学校に勤務する教職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に定める時間外勤務の規定が適用されるものである。

3 時間外業務時間の上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる時間外業務の考え方

学校における働き方改革を進めるために、条例や規則等では対象とはならない、教職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「時間外業務時間」として勤務時間管理の対象とする。

なお、本方針における時間外業務時間とは、所定の勤務時間外に校内で業務を行う時間に加え、校外で業務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の業務を行う時間も含む時

間とし、給与・勤怠管理システム（以下「システム」という。）で把握するものとする。ただし、自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間や休憩時間及びその他業務外の時間、自宅等に持ち帰って業務を行う時間は時間外業務時間に含まない。

（２）上限の目安時間

ア 1か月の時間外業務時間の総時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の時間外業務時間が、360時間を超えないようにすること。

（３）特例的な扱い

ア 上記（２）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の時間外業務時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の時間外業務時間が、45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ 1か月の時間外勤務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の時間外業務時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

ウ アの児童生徒等に係る臨時的な事情については、町教育委員会と協議の上、判断するものとする。

4 時間外業務時間の把握等

本方針の実施に当たって、教職員は、校外の時間や土日、祝日などの校務も含め時間外業務の状況をシステムに入力し、校長は、教職員にシステム入力を徹底させ、本人の報告等を踏まえて教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に日々計測し、各月の集計を所管教育委員会に提出すること。

また、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことを目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。

5 労働法制の遵守及び教職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、町教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、まとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教職員の健康及び福祉を確保するため、校長は、時間外業務時間が一定時間を超えた教職員への医師による面接指導を実施すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。

6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、町教育委員会及び校長は、北栄町立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて町全体が本方

針の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていくこと。

7 本方針の達成に向けた取組

北栄町教育委員会は、本方針を実現するために「北栄町学校業務改善プラン」を活用し、実効性のある取組を推進するものとする。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度学校給食費1食単価等について

1 給食費(保護者等負担額)と給食単価(食材料費)について

令和2年度の学校給食費(保護者等負担額)の1食単価は、小学校278円、中学校330円とします。
(前年度単価据置き)

なお、給食単価(食材料費)に関しては、近年の食材料の値上がりへの対応、及び北栄町学校給食の食育、地産地消の取り組みについて引き続き実施していくため、小学校7円、中学校10円を増額します。本引き上げ相当分については、通常給食費の値上げにて対応するところですが、保護者の負担増等を考慮し町負担にて対応します。

<令和2年度 給食単価(食材料費)及び給食費(保護者等負担)>

一食単価	令和2年度 給食単価(食材料費)			備 考
	財源内訳		町負担	
	給食費 (保護者等負担)			
小学校	285円 (前年度+7円)	278円 (前年度据置)	7円	主食 (週4ご飯、週1パン) 副食 牛乳
中学校	340円 (前年度+10円)	330円 (前年度据置)	10円	

<令和2年度 給食費(保護者等負担)一人あたりの年額(最大)> ※前年度同額

学校	年間回数(最大)	給食費 (保護者等負担) 1食単価	保護者等への年間請求額(最大) (1食単価×回数)	保護者等への年間請求額(最大)		町負担額 (年間最大)
				月額×10回 (5月～翌2月)	最終月(調整) (3月)	
小学校	191回	278円	53,098円	4,800円	5,098円	1,337円
中学校	191回	330円	63,030円	5,500円	8,030円	1,910円

※学校行事欠食、病欠欠食などについては、学校からの異動報告に基づき反映し、最終月に精算します。